

○王滝村公民館条例

(昭和 46 年 3 月 20 日 条例第 60 号)

改正	昭和 52 年 12 月 19 日	昭和 59 年 3 月 9 日
	昭和 54 年 3 月 13 日	昭和 60 年 12 月 20 日
	昭和 54 年 5 月 8 日	昭和 61 年 3 月 11 日
	昭和 55 年 2 月 1 日	平成元年 6 月 28 日
	昭和 55 年 3 月 13 日	平成 12 年 3 月 13 日 条例第 12 号
	昭和 56 年 5 月 15 日	平成 16 年 3 月 10 日 条例第 7 号
		平成 17 年 6 月 29 日 条例第 34 号

(設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。)第 20 条の目的達成のため、法第 24 条の規定に基づき、この村に公民館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 この公民館は、王滝村公民館と称し王滝村 2758 番地 3 に置く。

2 前項の規定により公民館の対象となる区域は王滝村全地域とする。

(分館の設置)

第 3 条 前条に規定する公民館に、区域住民の必要により公民館分館(以下「分館」という。)を設置する。

2 設置された分館の位置、対象区域は、設置された順に従い別表 1 に定める。

(職員)

第 4 条 法第 27 条の規定に基づき公民館に、館長のほか次の職員を置く。

(1) 主 事 若干名

(2) その他職員 若干名

2 館長、主事、その他職員は教育長の推薦により教育委員会が任命する。

3 館長の任期は、4 年とする。ただし、再任は妨げない。

(分館職員)

第 5 条 分館活動をすすめるため、分館に分館長、分館主事を置く。

2 分館長及び分館主事は、その区域住民の推薦により公民館長が委嘱する。

3 分館長、分館主事の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(公民館運営審議会の設置)

第 6 条 法第 29 条の規定に基づき、公民館に公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の委員の定数及び任期)

第 7 条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は 5 人とする。

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

(審議会の組織)

第 8 条 審議会に審議会の委員の互選による委員長、副委員長各 1 名をおく。

- 2 委員長は、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となり会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を助け委員長に事故あるとき又は欠けたるときは、その職務を行う。

(会議)

第 9 条 会議は、館長の諮問に応じ、委員長が必要と認めたとき、その日時及び場所を会議に付議すべき案件とともにあらかじめ通知して招集する。

- 2 会議は在席委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(公民館報編集委員会)

第 10 条 公民館報の企画、編集及びその推進をはかるため、公民館報編集委員を置く。

- 2 公民館報編集委員の定数は 12 名以内、公民館長が委嘱する。
- 3 公民館報編集委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(公民館施設、設備の使用)

第 11 条 公民館の施設又は設備を使用しようとする者は教育委員会規則に定める事項を記載した使用願書を提出し、館長の許可を受けなければならない。ただし、村が使用する場合はこの限りではない。

(公民館施設、設備の使用制限)

第 12 条 公民館の施設又は設備の使用者が次の各号に掲げる理由の一に該当すると館長が認めた場合、又は事業運営上特別な必要が生じた場合には、館長は使用の制限若しくは使用許可の取消し又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 法令又はこの条例その他これらに基づく規則又は命令に違反して使用しようとし、又は使用したとき。
- (2) 使用許可のための手続き又は条件に違反したとき。
- (3) 使用中において公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
- (4) 法第 23 条の規定に反すると認めるとき。

(分館の管理委託)

第 13 条 村長は、施設目的を効果的に達成するため、分館の管理を委託することができる。

- 2 施設管理を委託された分館については、王滝村集会施設の設置及び管理に関する条例（昭和 59 年王滝村条例第 116 号）及び同規則（昭和 59 年王滝村規則第 27 号）を準用することができるものとする。

(使用料)

第 14 条 公民館の施設、設備を使用しようとする者は、別表 2 に定める額の使用料を、分館の使用料は、別表 3 の額を、それぞれ納入しなければならない。

2 使用料は、許可の際納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 15 条 使用料は教育委員会規則で定めるところにより、減額し又は免除することができる。

(補則)

第 16 条 公民館運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 52 年 12 月 19 日)

この改正条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 54 年 3 月 13 日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 54 年 1 月 1 日から適用する。

2 昭和 46 年 3 月 20 日公布の条例は廃棄する。

附 則 (昭和 54 年 5 月 8 日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 55 年 2 月 1 日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 55 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 55 年 3 月 13 日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 56 年 5 月 15 日)

この改正条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 3 月 9 日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 12 月 20 日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 61 年 3 月 11 日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年 6 月 28 日)

(施行期日)

この条例は、平成元年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 13 日条例第 12 号)

(施行期日)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 10 日条例第 7 号)

(施行期日)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この条例は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

王 滝 村 公 民 館 分 館

名 称	位 置	区 域
中 越 分 館	王滝村 2453-1	中 越 区
東 分 館	〃 3325-3	東 区
下 条 分 館	〃 3516-1	下 条 区
上 条 分 館	〃 3668-2 ほか	上 条 区
野 口 分 館	〃 4374-11	野 口 区
滝 越 分 館	〃 5100-1	滝 越 区
二 子 持 分 館	〃 402-3	二 子 持 区

別表 2 (第 14 条関係)

公 民 館 使 用 料

	使 用 料		光 熱 水 費	
	半 日	1 日	半 日	1 日
洋 室	1,000 円	2,000 円	250 円	500 円
和 室	1,000	2,000	250	500
調 理 室	1,000	2,000	250	500
体 育 室	1,500	3,000	500	1,000
駐 車 場	1 回	1,000		
機 械 類	1 回	500		

注 営業関係団体の使用料は、上記の 100 分の 200 に相当する額

別表 3 (第 14 条関係)

区分		使用料	
		使 用 料	冬 期 (11~3月) 1 時 間 当 たり 割 増
分 館 施 設	会 議 室	300 円	100 円
	小 会 議 室	300	100
	調 理 実 習 室	300	100
	創 作 活 動 室	300	100
	全 館	500	500

注 1 時間に満たない使用の場合は、1 時間とする。